

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年10月22日
【会社名】	株式会社エスイー
【英訳名】	S E Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森元 峯夫
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
【電話番号】	03(3340)5500(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 塚田 正春
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
【電話番号】	03(3340)5500(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 塚田 正春
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 191,894,550円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	7,675,782株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式であります。 なお、当社の単元株式数は1,000株であります。

(注) 1. 平成24年10月22日(月)開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	7,675,782株	191,894,550	191,894,550
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	7,675,782株	191,894,550	191,894,550

(注) 1. 「発行数」、「発行価額の総額」及び「資本組入額の総額」は、失権株式が生じた場合には減少いたします。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。
3. 平成24年11月27日(火)最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式1株につき1株の割合をもって新株式を割り当てます。
4. 募集の目的および理由

当社は、創業以来フランスから導入したプレストレストコンクリートの定着工法であるSEE工法を中核として、高品質化、施工の効率性と安全性をより高めた技術と製品を市場に提供すべく建設資機材の製造販売事業を中心に社会資本整備の一端を担ってまいりました。

ここ数十年に亘る国内の厳しい財政事情の下で、新たに公共工事の総合的コスト縮減の行動指針が示されるなか、これを受けた「コスト構造改革推進」の方針に追随し、大きく変革しつつある建設市場に適合した高付加価値製品等への社会的ニーズが高まってまいりました。

このような環境下において当社では、建設市場におけるエンジニアリングメーカーとして現在まで蓄積してきた技術力を駆使し、社会資本の経済合理性と高性能化を図るべく市場にマッチングした技術開発ならびに製品開発に取り組んでまいりました。

この取組みのひとつに今般の資金調達にかかる「超高引張強度コンクリート」の開発があり、現在、特許の取得を始めとし、製品化に向け研究開発を推し進めているところであります。

今般、研究開発にあわせ、事業性確保への見極めが付きつつあるなか、次なる研究段階として「超高引張強度コンクリートを用いた道路橋用プレキャスト床版」の開発に向け取組みを開始いたしますが、その研究開発資金の調達を目的として新株式の発行を行うことといたしました。

本件、資金調達を行うにあたり、金融機関等による間接金融を利用せず、株主割当増資といたしておりますが、これは資本政策の一環として、株主様との関係強化を図りつつ事業発展を目指すことを目的として実施するものであります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
25	25	1株	自平成24年12月25日(火) 至平成25年1月18日(金)	1株につき 25	平成25年1月30日(水)

(注) 1. 株主割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとし、
- 申込みがない株式については、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。また、申込みがない株式については発行いたしません。
- 申込証拠金は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 申込証拠金には利息をつけません。
- 発行価格は、調達希望資金額約2億円と当社の近年の業績を考慮した結果から、新株発行数を現行発行済株式総数と同数(7,675,782株(自己株式除く))とし、その株数で除した金額(26.06円)を参考に、より多くの株主様に本株主割当増資をお引受けいただけるよう25円に設定いたしました。平成24年10月18日の終り値420円(平成24年10月19日は株式売買が成立しておりません。)を基準としたディスカウント率は94.0%となっております。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社横浜銀行 長後支店	神奈川県藤沢市下土棚471

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社横浜銀行 長後支店	神奈川県藤沢市下土棚471

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
191,894,550	6,000,000	185,894,550

(注) 1. 払込金額の総額及び差引手取概算額は、失権株式が生じた場合には減少いたします。

- 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 発行諸費用の概算額は、払込取扱金融機関等への手数料、有価証券届出書ならびに目論見書等作成費用、登記関連費用、弁護士費用等となります。なお、本発行諸費用につきましては、失権株式の発生にともなう変動もあり、詳細な金額を現状で把握することは困難であり、変動する可能性があります。

(2)【手取金の使途】

調達する資金の具体的な使途

従来の炭素繊維を補強材とするコンクリートは、圧倒的な強度を持ちながらセメントペーストとの『親和性』が低いという弱点を有しており、当社ではこの点を改善・克服した高引張強度の炭素繊維補強コンクリート(特許申請番号:特願2012-032300『コンクリート成形体の製造方法』)を開発いたしました。

本件超高引張強度コンクリートは、曲げ強度を大幅に改善した鋼材腐食が発生しないコンクリートとして今後広範な用途が期待されております。

当社におきましては、本件特許にかかる超高引張強度コンクリートを基礎とした橋梁等コンクリート構造物への実用化に向け諸研究を進めるなか、橋梁床版の取替えが急務となっていること、工期短縮を図れるプレキャスト床版の需要が急増していること、多様な床版開発がなされるなかで未だ経済性を含めなお解決すべき課題が多く残されている状況であること等を総合的に鑑み、「超高引張強度コンクリートを用いた道路橋用プレキャスト床版」製作に取り組むものいたしました。

上記差引手取概算額185,894千円については、本件床版製作にかかる研究開発用資金208,500千円の一部として予定しております。開発プロジェクトを設置のうえ、本件床版の標準設計法および標準製造要領・取付要領を確立するとともに、橋梁補修・新設工事等広範囲の採用を目指した「建設技術審査証明」の取得、国土交通省の新工法材料登録(NE T I S)への登録、関連特許の出願を行うことを最終目的として開発を進めてまいります。

本件の具体的な使途といたしましては、研究開発期間を平成25年1月より平成26年12月までとするなかで、以下のとおり活用してまいります。

まず、この期間の開発にあたる人員費用として、設計技術者、コンクリート技術者、設備製造技術者等の人件費ならびに関連諸経費として約73,800千円を見込んでおります。平成25年中は約39,200千円、平成26年は34,600千円を予定しておりますが、ほぼ、開発期間全般にわたり各月に見込んでおります。

また、開発設計に関しましては開発時間短縮の観点からその一部分を外部委託することとし、開発のスピードアップを図ります。内容といたしましては、当社設計業務の補助および製図作成ならびに解析業務を中心に外注を予定しております。平成25年の前半が支出の中心となりますが、2年間で約14,000千円を見込んでおります。

上述の人員活用のもと、道路橋用プレキャスト床版への実用化に向け部材試験を実施することとなりますが、本件費用につきましては約11,600千円を見込んでおり、主に平成25年前半の支出を予定しております。床版の機械的性質や耐久性等を中心に部材試験を実施いたします。

さらに、その部材試験の結果を受け、床版の実用化に向けた載荷試験・輪荷重試験等性能試験を実施いたしますが、その関連支出として平成25年4月より平成26年6月までの1年3ヶ月間に約44,200千円を見込んでおります。

上述のとおり開発人員を投入し各種試験を行います。本件開発には関連設備の設置が必要となり、具体的には本件開発コンクリートの部材・床版の製作装置や設備、製作用ヤードの設置、試験機等の検査機材整備等に約50,400千円を見込んでおります。概ね期間といたしましては平成25年1月より6月までの支出を予定しております。

本件開発の進捗にあわせ製品化に目処を立てた段階で、公的機関等による審査証明や新工法材料登録(NE T I S)費用として平成25年10月ごろより平成26年12月において約14,500千円を見込んでおります。

研究開発期間の支出といたしましては、上述のとおり、総額208,500千円を見込んでおりますが、平成25年は133,400千円、平成26年中は75,100千円を予定しております。

調達する資金の支出予定時期

調達資金は、「超高引張強度コンクリートを用いた道路橋用プレキャスト床版」の研究開発資金として全額充当する予定です。また、上述(2)の差引手取り概算額185,894千円との差額約22,600千円につきましては、自己資金により充てたいします。資金使途は下表のとおりです。

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
・ 超高引張強度コンクリート床版開発費用	208,500	平成25年1月～ 平成26年12月
< 内訳 >		
・ 開発人件費	73,800	
・ 設計外注費	14,000	
・ 部材試験費	11,600	
・ 性能試験費	44,200	
・ 設備費	50,400	
・ 審査証明取得費	14,000	
・ NETIS登録費用	500	

なお、失権株式の発生により予定した調達資金が開発資金に満たない場合は、当社の自己資金または取引先金融機関からの借入金等により賄い研究開発展開していく予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（訂正報告書により訂正された内容を含み、以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成24年10月22日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成24年10月22日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 新製品研究開発活動について

新製品研究開発活動として以下の対象案件について研究開発に取り組み中ではありますが、その研究開発状況の骨格は以下のとおりであります。

(1) 研究開発の対象

超高引張強度コンクリートを用いた道路橋用プレキャスト床版の開発

(2) 研究開発の経緯

当社は昨年度、従来型の取組みと異なる炭素繊維を用いた超高引張強度コンクリートを開発（特許申請番号：特願2012-032300『コンクリート成形体の製造方法』）しております。

従来の炭素繊維では、鋼その他の繊維に比較して圧倒的な強度を持ちながら、これまでセメントペーストとの『親和性』が低いという弱点からコンクリートの補強材として採用されてきておりませんでした。

当社はこの弱点を改善・克服することによって、高引張強度の炭素繊維補強コンクリートを実現したものであります。

また、本件超高引張強度コンクリートは、これまでの鋼繊維を用いた超高強度コンクリートと比較しても曲げ強度が大幅に改善しており、さらに、まったく鋼材腐食が発生しないコンクリートとして今後広範な用途が期待されております。

一方、橋梁の高齢化に伴い、公共事業費の削減等にもなう道路・橋梁等公共構造物の長寿命化を目的とした同構造物の補修・補強が必要なことは近年既に広く知られるところでありますが、特に自動車等の車両輪荷重を直接受ける橋梁の床版の損耗はもっとも激しく、その取替えが急務となっているところであります。

さらに橋梁の床版の取替え工事におきましては、交通規制による経済的影響も大きく、また工期の短縮を図ることのできるプレキャスト床版の需要が急増しているところであります。

このため近年では、橋梁の床版における従来のRC床版や鋼床版に加えてPC床版や合成床版が開発されておりますが、経済性を含めなお解決すべき課題が多く残されている状況であります。

以上に鑑み当社は、超高引張強度コンクリートを用いた道路橋用プレキャスト床版を用いた2次製品の開発の第一段階として道路橋用プレキャスト床版の開発に着手することといたしました。

(3) 研究開発目標

本研究開発は、超高引張強度コンクリートを用いた道路橋用プレキャスト床版の標準設計法および標準製造要領、取付要領を確立し、橋梁補修および新設工事において広く採用されるために、国が定める建設技術審査証明の取得ならびに国土交通省の新工法材料登録（NETIS）の登録を行うことを目的といたします。

研究開発の成果物としては、超高引張強度コンクリートを用いた道路橋用プレキャスト床版の、標準設計図、標準製造要領書、取付工事要領書、技術審査証明書、NETIS登録、関連特許の出願といたします。

(4) 研究開発期間

平成25年1月より平成26年12月までといたします。

(5) 研究開発の組織

研究開発の組織体制としましては、床版設計チーム、技術工務チーム、技術チーム、設備チーム、製造チーム、渉外チームから構成される社内横断的な開発プロジェクトを設置いたします。

3 最近の業績の概要

第32期第2四半期連結累計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）の業績の概要

第32期第2四半期連結累計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）における連結業績の見込みは以下のとおりであります。

下記の数値については、決算処理確定前の暫定数値であり、変動する可能性があります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューも終了しておりません。

（単位：千円）

	売上高	営業利益
第32期第2四半期連結累計期間	7,343,688	150,920

4 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第31期事業年度）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成24年10月22日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成24年7月3日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

(1) 提出日

平成24年7月3日

(2) 提出理由

平成24年6月28日開催の当社第31期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出いたしました。

(3) 報告内容

株主総会が開催された年月日

平成24年6月28日

当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当金は当社普通株式1株につき、金20円とする。また、繰越利益剰余金100,000,000円増加し、別途積立金100,000,000円減少する。

第2号議案 定款一部変更の件

当事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、定款第2条（目的）の事業目的を変更する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、鈴木章二氏、寺石雅英氏、菅澤喜男氏を選任する。

第4号議案 監査役の補欠者1名選任の件

監査役の補欠者として、金田一広幸氏を選任する。

当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	5,795	2	0	(注)1	(注)2 可決(99.7%)
第2号議案	5,795	2	0	(注)1	(注)2 可決(99.7%)
第3号議案				(注)1	(注)2
鈴木 章二	5,785	12	0		可決(99.5%)
寺石 雅英	5,791	6	0		可決(99.6%)
菅澤 喜男	5,788	9	0		可決(99.5%)
第4号議案	5,788	9	0	(注)1	(注)2 可決(99.5%)

(注)1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案は議決権を行使することができる株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。

第3号議案および第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第31期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月28日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第31期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年7月12日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第32期第1四半期)	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	平成24年8月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月9日

株式会社エスイー
取締役会 御中

四谷監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石井 忠弘 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 下條 伸孝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスイーの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エスイー及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 6月28日

株式会社エスイー

取締役会 御中

四谷監査法人

指定社員 業
務執行社員 公認会計士 石井 忠弘 印

指定社員 業
務執行社員 公認会計士 下條 伸孝 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスイーの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスイー及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エスイーの平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社エスイーが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付される形で別途当社に保管されております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年 6月28日

株式会社エスイー

取締役会 御中

四谷監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石井 忠弘 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 下條 伸孝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスイーの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスイーの平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、原本の監査報告書に記載された事項を電子化したものであり、原本は、財務諸表に添付される形で別途当社に保管されております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。